

福岡県医発第 2992 号 (地)

令和 5 年 2 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日から導入される消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」）につきましては、令和 4 年 11 月 28 日付福岡県医発第 2401 号（地）等にて貴会宛てご連絡しております。

本件は、去る 1 月 27 日に開催の「令和 4 年度福岡県医師会医業経営セミナー」において、日本医師会宮川 政昭常任理事より医療機関におけるインボイス対応のポイントや対応を検討する上での留意事項について説明いただきましたので、その内容についてご連絡するものです。

概要は下記のとおりですが、詳細につきましては、別添の同セミナー資料（インボイス制度の箇所を抜粋）並びに「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応（日本医師会作成令和 4 年 11 月一部修正）」（令和 4 年 11 月 28 日付福岡県医発 2401 号（地）にてご連絡済）をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対して改めてインボイス制度についてご理解いただき、導入の対象となる医療機関においては適切にご対応いただけるよう貴職より周知方につきご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、導入に当たっては、早期に顧問税理士にご相談の上、ご検討ください。また、「令和 4 年度福岡県医師会医業経営セミナー」の資料につきましては、以下の本会ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

福岡県医師会ホームページ＞お知らせ＞令和 4 年度医業経営セミナー

記

【医療機関におけるインボイス対応のポイント】

○医療機関の売上げ先のほとんどは個人の患者であるため、売上先が最終消費者たる個人の場合はインボイスの発行は不要であり、患者に出す領収書等は現状どおりで良いこと。

○インボイスの対応が必要となる医療機関は、消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関（仕入取引に関し令和5年10月からインボイスの保存が必要）と、事業者等に対して課税売上がある医療機関（売上取引に関し、インボイスを発行するための準備について、その可否を含めて検討が必要）であり、売上先からインボイスの発行を求められる可能性がある課税売上の例として、事業者等から健康診断や予防接種などを受託している場合や、企業から治験を請け負っている場合等が考えられること。

【対応を検討する上での留意事項】

- インボイスは、「インボイス発行事業者」として税務署の登録を受けた課税事業者でなければ発行できないこと。（令和5年10月1日からインボイス発行事業者として登録を受けたい場合には、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を税務者に提出することとされていますが、令和5年4月1日以降の提出でも令和5年9月30日までの申請についてはインボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録される取扱いとなります。）
- そのため、免税事業者で、かつ事業者に対して課税売上がある医療機関においては、今後インボイスを発行するためには、自ら課税事業者になる必要があること。
- 免税事業者の医療機関がインボイスを発行するための登録を検討する際には、課税事業者となった場合に生じる新たな納税義務による負担増と、免税事業者のままインボイス発行ができないために、企業等から検診等その他インボイスを要求される取引が解消されたり価格が引き下げられた場合に生じ得る損失を比較し、「課税事業者となる選択を行うか否かも含めて、インボイスを発行するための登録申請を行うか」を慎重に検討する必要があること。

【添付資料】

令和4年度福岡県医師会医業経営セミナー資料（インボイス制度についての説明箇所を抜粋）

Ⅲ. その他

3. 消費税のインボイス制度について

消費税のインボイス制度

- 令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されます
- インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです
- 具体的には、現行の請求書や領収書等（現行の売手の氏名、買手の氏名、取引年月日、取引内容、税率ごとの価格等が記載されたもの）に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額」の記載が追加されたものです
- 令和5年10月1日からインボイス発行事業者として登録をする場合は、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署に提出する必要がありますが、これについては柔軟な取扱いが行われます
令和5年4月1日以降の提出でも令和5年9月30日までの申請についてはインボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録される取扱いとなります。

消費税のインボイス制度

令和5年10月から、インボイス制度がスタートします

消費税法の法定記載事項を満たす「適格請求書」のことを、「インボイス」と呼びます

※ 「インボイス制度」の正式名称は、「適格請求書等保存方式」です。

請求書			
(株)〇〇御中		XX年11月30日	
11月分 131,200円(税込)			
日付	品名	金額	
11/1	小麦粉 ※	5,000円	
11/1	牛肉 ※	10,000円	
11/2	キッチンペーパー	2,000円	
⋮	⋮	⋮	
合計	120,000円	消費税 11,200円	
10%対象	80,000円	消費税	8,000円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
※軽減税率対象		△△商事(株)	
		登録番号 T12345.....	

インボイスの記載事項は

税率10%と8%が区分記載された
現行の請求書等の記載事項に加え、
以下の2つがあります。

税率ごとの消費税額及び消費税率

発行者の登録番号

(国税庁パンフレットより転載)

消費税のインボイス制度

消費税は消費者が負担する税金ですが、税務署へ納税するのは消費者から消費税を預かった事業者です。

事業者はその際に、「売上先から受け取った消費税額」から「仕入先に支払った消費税額」を差し引くことができます。

これを「**仕入税額控除**」と言います。

令和5年10月から「仕入税額控除」を受けるためには、支出の証拠書類として、法定の記載事項を満たした「**適格請求書等**」の保存が義務付けられることになりました（後述の免税事業者と簡易課税事業者を除く）。

インボイスの記載事項

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
※軽減税率対象		△△商事(株)
登録番号 T12345.....		

（国税庁パンフレットより転載）

🔑 なぜインボイスの保存が必要なのか、というと、それが「仕入れ税額控除」の要件になるからです。

消費税のインボイス制度

インボイス制度導入の目的は、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することです。

特に複数税率のもとでは、1つの領収証の中でも、税率ごとの正確な消費税額を取引の相手先に伝えることが重要となります。

購入した品目の税率が8%だったのに10%で仕入税額を計算すれば、差の2%分は過大な控除となり、不当な利益となります。

このような誤りや、その結果生ずる不当な利益を出さないために、法定の記載事項が記録されたインボイスの保存が求められます。

消費税を納める課税事業者が免税事業者に支払った消費税が、「益税」にならないようにすることが、インボイス制度導入の目的の一つです。

なお、医療機関の患者さんは最終消費者ですので、消費税の申告は行いません。従って「仕入税額控除」の要件である「インボイスの保存」は必要ありません。

消費税のインボイス制度

医療機関が

- ◆ **買い手** の立場に立ったときの対応と、
 - ◆ **売り手** の立場に立ったときの対応に、
- 分けてお話しします。

買い手の立場

・・・薬品・材料の仕入れ、医療機器・備品等の購入や、
その他の経費を支出し、請求書や領収書を受取ったときの対応

売り手の立場

・・・日常診療で患者さんに領収書を発行するとき、
健診や予防接種などの領収書や請求書を発行するときの対応

消費税のインボイス制度

医療機関が**買い手の立場**で領収証や請求書を受け取った場合

インボイス制度が導入された時の「仕入取引」に関する対応は以下のとおりです。

①免税事業者 (年間の課税売上高1,000 万円以下)	仕入取引に関して特段の対応は不要 ※社会保険診療中心の診療所の多くはここに該当
②簡易課税事業者 (年間の課税売上高1,000 万円超5,000 万円以下)	
③一般課税事業者 (年間の課税売上高5,000万円超または 自ら課税事業者を選択した事業者)	令和5 年10月から 「適格請求書(インボイス)等」の保存が必要

上記の、「仕入取引」における対応については、医療機関に特有の内容はなく、一般の業種と共通になります。

消費税のインボイス制度

医療機関が**売り手**の立場で領収証や請求書等を発行する場合

「**売上取引**」への対応、即ち医療機関が発行する請求書・領収書等に関する対応は、相手先が消費者か事業者かで分かります。

売上の相手先が患者さんの場合、最終消費者である患者さんに出す領収証等は、現状どおりで良く、記載事項を満たす「インボイス」である必要はありません。

一方、売上の相手先が消費税の申告をしている事業者(※)の場合、消費税のかかる取引(課税売上)については、その相手先(顧客)からインボイスの発行を求められることが想定されます。

請求書			
(株)〇〇御中		XX年11月30日	
11月分		131,200円(税込)	
日付	品名	金額	
11/1	小麦粉 ※	5,000円	
11/1	牛肉 ※	10,000円	
11/2	キッチンペーパー	2,000円	
⋮	⋮	⋮	
合 計	120,000円	消費税 11,200円	
10%対象		80,000円	消費税 8,000円
8%対象		40,000円	消費税 3,200円
※軽減税率対象		△△商事(株)	
		登録番号 T12345.....	

(国税庁パンフレットより転載)

※予防接種などの医師会の委託事業を受託しているときは、契約の内容等により、医師会も該当する場合があります。

消費税のインボイス制度

企業等の事業者から社員の健康診断や予防接種などを受託していたり、企業から治験を請け負っている医療機関では、令和5年10月以降、その事業者からインボイスの発行を求められることが考えられます。

その事業者は、「仕入税額控除」を受けるためには、インボイスをもらって保存しておく必要があるからです。

インボイスは、「インボイス発行事業者」として税務署の登録を受けた課税事業者（消費税の申告・納付をしている事業者）でなければ発行することができません。

現在、免税事業者で、かつ事業者に対して課税売上がある医療機関においては、今後インボイスを発行するためには、自ら課税事業者になる必要がありますので、それによる新たな納税義務の負担増と、仮に企業健診その他のインボイスを要求される取引が失われた場合の損失を比較して、「自ら課税事業者となる選択を行うか否か」を含めて、「インボイスを発行するための登録申請を行うか否か」を慎重に検討することが必要です。

※令和5年10月1日からインボイス発行事業者として登録を受けるには、原則、令和5年3月31日までに税務署に申請する必要がありますが、これについては柔軟な取扱いが行われます。

消費税のインボイス制度

現在、免税事業者であり、かつ事業者に対して課税売上がある医療機関においては、・・・

自ら課税事業者に変更してインボイスを発行する選択肢のほかに、

「免税事業者なのでインボイスは発行できない代わりに消費税は頂かない」ということ等をアピールして、取引を失わないように、企業と価格交渉をする選択肢もあると思われます

なお、消費税法上は、インボイスを出さないからといって消費税分の値引きを求められるものではありません。

企業健診等の取引先を失わないために「値引き」を行うことはありますが、取引先から（立場の強い顧客側から）値引きを強要されることは後述の独占禁止法との関連で問題となり得ます。

消費税のインボイス制度

(登録申請をして)インボイスを発行する場合でも、・・・

医療機関の売上げ先のほとんどはインボイスとは無関係の患者さんですので、多くの医療機関では、インボイスを発行する機会が多くはないものと思われます

インボイスは、法定の記載事項を満たしさえすれば、手書きでもエクセル等の汎用アプリでも有効に作成できます

インボイスを発行する機会の少ない医療機関が過度なシステム改修などを慌てて行うことのないように、慎重に検討しましょう

事業者に対する課税売上がある医療機関の対応

企業等の事業者からインボイスの発行を求められる具体的なケース (課税売上)

- ・企業から社員の健康診断、予防接種を受託しているケース
- ・企業が費用を負担して社員に業務上必要な検査を受けさせるケース
- ・企業から産業医報酬を受け取っているケース
(個人が給与として受け取るものは除く)
- ・企業からの治験収入、テナント収入があるケース
- ・売店で企業等の従業員が社用の買い物をするケース 等

※例えば、医師会が取りまとめを行っている
自治体や保険者の検健診・予防接種事業は、
妊婦健診等を除き、実施医療機関の課税売上です

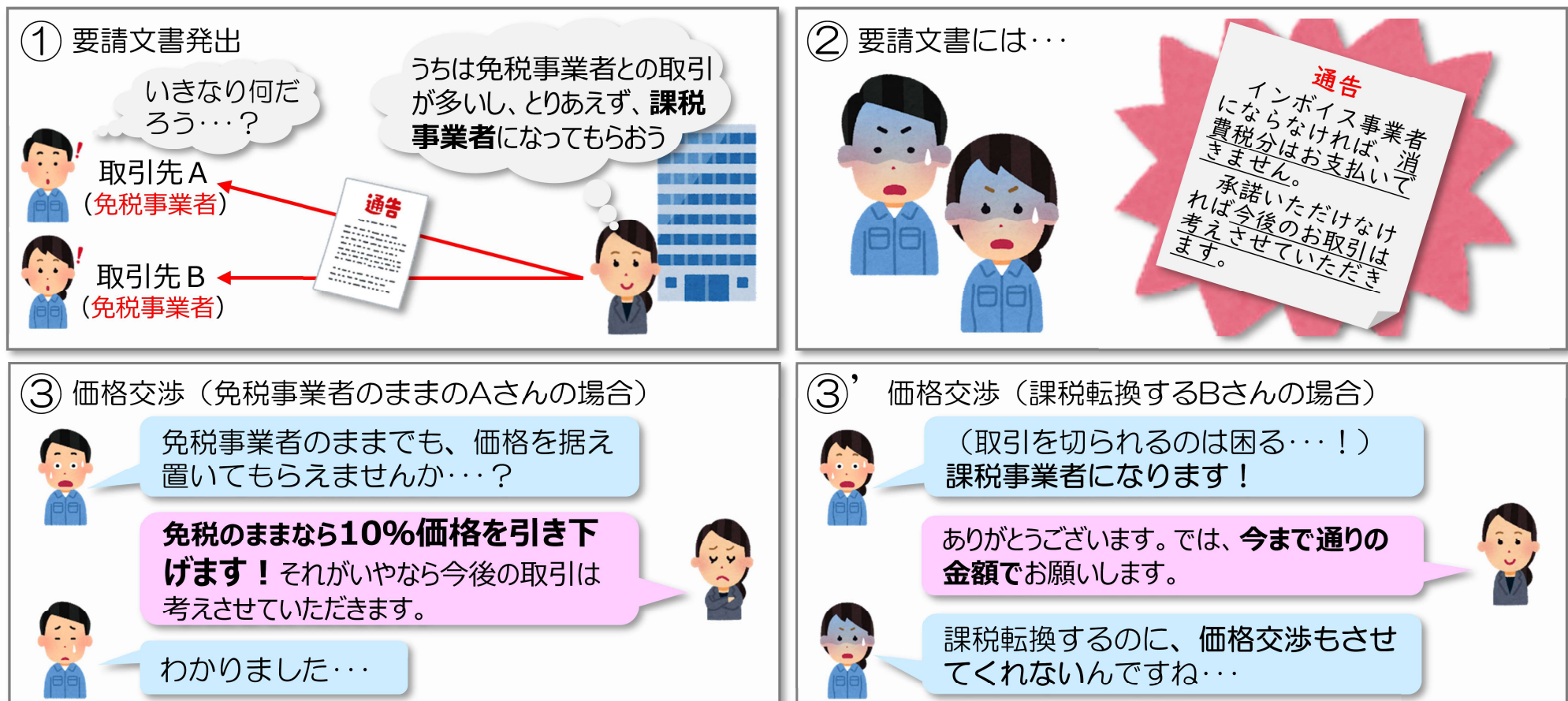
事業者に対する課税売上がある医療機関の対応を整理

対応として3つの選択肢があります

- インボイス発行事業者の登録申請を行い、登録を受け、
インボイスを発行する
- インボイスを発行せず
消費税相当額または一定額を値引きする
(値引は取引喪失のリスクを抑えるためであり、
消費税法上、求められるものではない)
- インボイスを発行せず
値引きもしない
(取引喪失のリスクがある)

消費税のインボイス制度（取引先の免税事業者に課税事業者になるように要請するケース）

取引先に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。



公正取引委員会「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」より抜粋

日本医師会ホームページに「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」に関する資料を作成し、掲載しています



特に以下に該当する医療機関方は、是非一度ご確認ください

- ・消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関等
 - ➡ 令和5年10月からインボイスの**保存**が必要となります。
- ・事業者宛に課税売上（健康診断や予防接種等）の領収証や請求書を発行する医療機関
 - ➡ インボイス**発行**の準備（インボイス発行事業者の登録申請ほか）についてその要否を含めてご検討下さい